

## 2. 子どものスポーツと「部活」

### — 中学校における「部活」問題を考える —

藤田 和也

#### 1. 「部活」問題の現況

現在、中学校の「部活」をめぐる現象している問題を子ども・親・教師の三つのレベルで整理すると、大要次のようになる。

##### (1) 子どもたちに現象している問題

まず一つは、「部活」における体罰・暴力と人権侵害をあげなければならない。指導者による目にあまる体罰や練習における不必要なしごき、あるいは人格や人権を無視したような言動や差別的扱いなどの実態が、新聞、雑誌等で頻繁に取り挙げられていることは周知である。

また、部活動における人間関係のある種の歪みが生じていることも指摘しなければならない。例えば、監督・コーチ・卒業生等と生徒との間の私的化した主従関係、あるいは人格丸ごとの支配・非支配の関係が生み出されていることがある。さらに、生徒間の不必要な上下関係（先輩後輩における絶対服従関係）も広く増長している。

三つ目に、「部活」による生徒の生活・健康阻害をあげなければならない。早朝から夜に及ぶ連日の練習によって生徒を長時間拘束し、生徒の生活体験の痩せ細りを憂う親たちの訴えが増えている。また、長時間にわたる過度の練習のために疲労が激しく、帰宅後の生活が崩れ、家庭学習がほとんどできないという実態も報告されている。さらに、部活動による傷害や疾患についても、深刻な調査統計の結果がさまざまなレベルで報告され、整形外科医たちの警告も多くなっている。

四つ目は、こうした実態の中で、生徒たちの間に「スポーツはしたいけど『部活』はいや」という生徒が増え、生徒たちの「部活」離れ現象が起こっている。この現象は高校で顕著に現われ、中学時代の「部活」に嫌気がさして高校に進学しても「部活」に入りたがらない新入生が急速に増えているという。もっとも、この現象には子どもたちのスポーツの楽しみ方に対する意識変化が反映

している面も含まれていることも否定できない。

##### (2) 親が抱える問題

上記のような問題を抱える生徒の親たちは、当然、そのまま子育て上の問題を抱えることになる。そればかりではなく、家族の生活全体へのしわ寄せも看過できない状況を生み出す。例えば、母親の連日の早朝起床と弁当づくり、家族の団らんの消失、日曜・休日・長期休暇の家族旅行ができないなどといった訴えが増えている。

また、「部活」のための経済的負担が軽視できないほどにかさむようになってきているという。揃いのウェアや道具の購入、試合・遠征・合宿費用などがかなりの高額になることは事実である。

##### (3) 指導教師や職場の問題

他方、「部活」指導の担当教師の側もいくつかの問題を抱えている。例えば、「部活」指導にかかる時間が多くなるにつれて、その教師の他の教育活動におけるしわ寄せが生じたり、休祭日の試合の練習や試合のために私生活の時間がつぶされている問題などである。また、職場のなかで、このような部活動の現状をめぐる、部活動支持派と批判派との対立が生じ、感情的分裂やタブーの温存が公然化している学校が少なくないという。

#### 2. 「部活」問題の構造

##### (1) 問題現象の整理

以上のような問題現象の背景には、次のような実態レベルの問題が存在している。

##### ① 生徒たちの練習上の問題

- ・長すぎる練習時間（朝練習、夜練習、日練等）
- ・非科学的練習法（発達段階を越えた練習量・強度、練習としごきの混同）

##### ② 部活動の運営上の問題

- ・非民主的運営、上下関係の温存・継承
- ・指導者による私的・閉鎖的集団化

##### ③ 指導者の指導力量の問題

- ・非科学的技術指導や練習法の横行
- ・指導者の“指導”と“管理”の混同（非教育的な管理を指導と思いつ込んだ「指導」）
- ・“指導”と“体罰”の無分別（体罰も指導法

の一つという遅れた観念、根強い体罰の「愛情」論、「熱心さの現われ」論)

#### ④部活動の目的・位置づけの問題

- ・勝利至上主義の部活動目標（選手中心の部活動）の一般化
- ・学校における位置づけや教育活動との関連が不分明（自治活動としての位置づけが不十分、生徒指導＝生徒管理の手段に、「部活」の全体的な指導方針や体制の不備）
- ・父母・地域との連携や関連の無さ（保護者はノータッチ、社会体育との関連・連携がない）

#### (2)「部活」問題の核心とその背景

以上のように、今日の「部活」をめぐる問題は重層的で相互に因果をなしているので、問題の核心を一つにしぼることは困難である。ここでは、いくつかの核心的な問題とそれぞれの背景をあげることにはしたい。

まず一つは、勝利至上主義的「部活」観をあげなければならない。この背景には日本の学校「部活」が置かれてきた歴史的事情（競技スポーツの選手養成機関としての役割を担わされてきた）がある。今日もその事情は基本的に変わっていない。この観念に強くとりつかれた指導者によって運営・指導されている「部活」が、上記のような問題を孕んでいるケースがほとんどといってよい。

二つ目は非民主的「部活」運営の伝統である。この背景には日本の体育・スポーツ界の伝統的な古い体質が継承されてきていることと、教師の古い観念と指導力量の貧弱さをあげなければならない。また、上記の強い勝利指向が非民主的運営を生み出している側面もある。

三つ目に非科学的練習方法をあげることができる。中学校に限らず、わが国の学校「部活」においては、合理的・科学的練習方法がまだ十分に一般化しているとはいえない。

四つ目には指導者の指導力量の不足をあげなければならない。もっとも、これを指導者の責任に帰することは酷である。現在の中学校では、十分な指導体制がとれる条件が不備であり、指導方法の研究や研修の機会を十分に保障されていない。

したがって、担当者たちは自分が過去に受けた指導方法に頼らざるをえず、古い指導体質が継承されていくことになる。

五つ目には、「部活」の位置づけと体制の不備をあげなければならない。今日の日本の学校で、「部活」を子どもたちの自治活動としてきちっと位置づけ、他の教育活動との関連をしっかりと押さえながら、学校全体として指導と育成に取り組んでいるところは希少である。また、「部活」の運営や指導、あるいは育成について生徒・指導者・学校・保護者間の連携や共同がほとんどできていないので、問題を組織的に解決する力がない。

### 3. 「部活」問題解決のための課題

以上のような問題整理から、次のような課題がいくつかのレベルにおいて導きだされる。

#### (1) 理論レベルの課題

##### ①学校「部活」の意義と位置づけの明確化

部活動の子どもたち（発達）にとつての意味を実践的・実証的に明らかにすることを通して、「部活」のあり方を追究し、それを広げていく。

##### ②学校における課外活動としての位置づけ直し

学校として子どもの課外活動をどう保障するかという観点から、日本の学校における部活動の発展の歴史の積極面を明らかにしつつ、改めて部活動を位置づけ直す。

#### (2) 政策レベルの課題

##### ①学校「部活」のトップアスリート養成機関的性格からの脱皮

そのためには、日本の競技スポーツ界からの学校への競技力向上要請（過度の期待）を遮断する必要がある。それと共に、中体連や高体連などが、「部活」の勝利至上主義的傾斜への具体的な歯止め策を講じる必要がある。

##### ②競技スポーツと余暇スポーツの充実と再編の中での学校「部活」の位置づけ直し

両スポーツのそれぞれの充実策と両者間の渡りの連結策を講じてそれぞれに発展させると共に、それらと相対的に区別した学校「部活」の位置づけをはっきりさせる。

### ③「部活」担当者の指導力の向上と処遇改善

教育政策の一環として「部活」指導担当者の位置づけと待遇の改善を行なう。スポーツ技術指導法の講習、スポーツ医科学の発展と普及、指導担当教師の時間的余裕の保障などの徹底を図る。

#### (3) 実践レベルの課題

#### ①各学校における「部活」指導・援助体制の整備

各学校において「部活」の指導体制とそれを支える援助体制をしっかりと作ると共に、指導者会議等の徹底を図って、教職員集団による「部活」の位置づけについての合意、活動上のルールの取り決め、「部活」の運営や指導のあり方についていつも職場で話し合われるようにする。

また、生徒・指導者（教師）・父母の3者会合や父母会などの組織を作るなどして、生徒・指導者・教師集団・父母間の連携や協議を密にする。

#### ②「部活」指導実践の研究・交流の活発化

「部活」指導者による運営や指導方法の経験交流や実践検討を活発にして、互いに指導力を高め、指導方法を確立させていく必要がある。

掛けること」（『新英和大辞典』研究社）がもともとの意味。同意にフランス語の「バカンス(vacance)」がある。今日では概ね「美しい自然環境にまじあい、休養しくつろぎ、スポーツ・レクリエーションや教養的文化活動などに親しみながら健康的に快適にすごす、長期滞在型の余暇活動」の意味で使われている。

したがって、リゾートは、①相当の長期休暇と自由時間の保障と経済的ゆとり、②山岳・森林・海洋など自然環境の保護、③スポーツ・レクリエーションなどを実行できる施設やスペースの整備、などを基本要件としている。

これらの基本要件は、今日では国民がより健康でより文化的に生活し自己を形成していくうえで欠くことのできない基本的人権の構成要件である。

## 2. 休息・余暇のための権利

長期滞在型のリゾートは、休息・余暇が国民の権利として保障されなければならない。

休息・余暇の権利は、国際的には労働者階級と人民の長い闘争を経て、1948年の「世界人権宣言」で「何人も、労働時間の合理的な制度と定期的な休暇とを含む休息および休暇を得る権利を有する」（第24条）と明記されている。

フランスは戦前の人民戦線政府のもとで制定された「バカンス法」（1936）にもとづき、1960年代には四週間連続の有給休暇が保障されている。西ドイツは63年に「連邦休暇法」を制定し、「どの被傭者も、各暦年を通じて有給のレクリエーション休暇を要求する権利をもつ」（第1条）と明記した。

わが国は憲法の「労働の権利」（第27条）の一環に「休息する権利」の拡充をうたっているが、有給休暇をはじめ国民の休息・余暇の条件は長時間労働のもとで欧米工業国に比べて相当立ち遅れた水準にある。88年度「レジャー白書」によると年間で4日以上連続を1回もとれない人が三分の一強もいる状況である。「リゾート」の定着にはこの権利保障を不問にはできない。

## 3. 今日のスポーツ権によせて

広畑 成志

はじめに

ユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」は、スポーツを基本的人権の構成部分としての根拠と確証を与えるものであり、スポーツ権の深化・発展を促すものとなっている。

民間活力型のいわゆる「リゾート開発法」問題は、スポーツとリゾートの関係を今日的な権利論として探求するひとつの契機になったといえる。報告はこうした問題設定から試（私）論、「利用する側からのリゾート考—国民の基本的人権の視点から」（『暮らしと政治』88.8月号）をもとに問題提起したものである。

### 1. リゾートの意味と基本要件

resort は、「行楽地や遊山地などに足しげく出